

小田原市立町田小学校いじめ防止基本方針

平成27年4月1日改訂

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

そこで、本校の教職員は、「いじめは、全ての児童に関係する問題である」という基本認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止等の対策に全力で努めていきます。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等のために、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解させる必要があります。

そこで、「いじめをしない、させない、ゆるさない」をキーワードとし、いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発を図るとともに、家庭、地域社会、関係諸機関との連携の下、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応・早期解決」に努めます。

学校、保護者、地域が連携して、いじめ防止を行うための4つの視点

- ・いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童・生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他子どもに関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解を持つて、いじめ防止に取り組んでいくこと。
- ・いじめは、学校内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関が連携して取り組むことが大切であること。
- ・いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであり、すべての児童が安心して学習・生活できるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組んでいくこと。
- ・いじめは、子どもたちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合う豊かな心につながるような学級づくりや集団づくりを進めていくこと。

2 いじめ防止等に関する内容

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要です。

そこで、教職員全員が、いじめを絶対に許さないという毅然とした態度を持つとともに、常に次のような視点を意識し、児童への指導にあたります。

- * 児童の悩みを、敏感に察知していく。
- * いじめられていそうな児童がいたら、すぐに声をかけていく。
- * 一人ひとりに命の大切さを投げかけ、豊かな人間関係をつくっていく。

(1) いじめの未然防止のための取組

- 集団を育てる
 - ・ 子どもの心に寄り添った学級経営
 - ・ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり
 - ・ 子ども同士の豊かな人間関係づくり
- 心を育てる
 - ・ 心の教育（ことばの教育、あいさつ、歌声活動）の推進
 - ・ 心に響く「道徳の時間」、人権学習をとおした「いじめ防止学習」
 - ・ 保護者・地域との連携と情報共有のための学校・学年・学級だより等の発行
 - ・ おだわらっ子の約束と挨拶運動の実践
 - ・ 自然とのふれあい体験学習
- 教職員の人権感覚を高める
 - ・ 不祥事防止研修会
 - ・ 人権研修会

(2) いじめの早期発見のための取組

- 児童の様子を観察
 - ・ 健康観察時の声や表情
 - ・ 授業中の反応
- アンケートやアセスメントの実施
 - ・ 定期的・継続的なアンケート
 - ・ 日常的な児童からの聞き取り（悩みを話せる良好な人間関係づくり）
- 教育面談・教育相談の実施
 - ・ 定期的な実施（7月、12月）
 - ・ 担任に限らず、多くの関わりを通しての教育相談

(3) いじめの早期解決のための取組

- 迅速に
 - ・ まずはすぐに動く
- 丁寧に
 - ・ 話を聞くのはじっくりと
 - ・ 指導・支援も丁寧に
- チームで
 - ・ 「報告・連絡・相談」の確認
 - ・ 複数での事実確認と指導・支援
 - ・ いじめられている児童の心のケア
 - ・ 保護者との連携

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

通常時は、いじめの防止等を実効的に行うため、定期的を開催するにおいて子どもたちの指導を把握するとともに全教職員で共通理解する。いじめ事案（疑いの場合も含む）発生時は、「いじめ対策委員会」を緊急開催し、早期解決にあたります。

(1) 組織の設置

- ① 児童理解全体会
- ② 児童指導委員会
- ③ いじめ対策委員会

(2) 組織の構成員

- ① 全教職員
- ② 各学年代表
- ③ 全教職員（必要に応じて、スクールカウンセラー、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等、専門家の参加を求める）

(3) 組織の役割

- ① 配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。
- ② 児童の学校生活についての情報交換、及び共通行動について話し合うとともに、基本方針に基づく、いじめ防止の取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。
- ③ いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までを行う。

(4) 年間計画

小田原市立町田小学校 いじめ防止指導等年間計画作成し、定期的に見直し、修正していく。

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

① いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。）

→ ①②の場合、学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手します。

○ 児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあった場合

→ 学校は、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態発生の調査・報告

- ① 重大事態が発生した旨を、小田原市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 小田原市教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、関係機関の助言者等の専門家を参加要請し、いじめ対策委員会を緊急開催する。
- ③ いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(3) 児童・保護者への情報提供

上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供していきます。

(4) フローチャート（別紙「いじめ事案へのフロー図」）

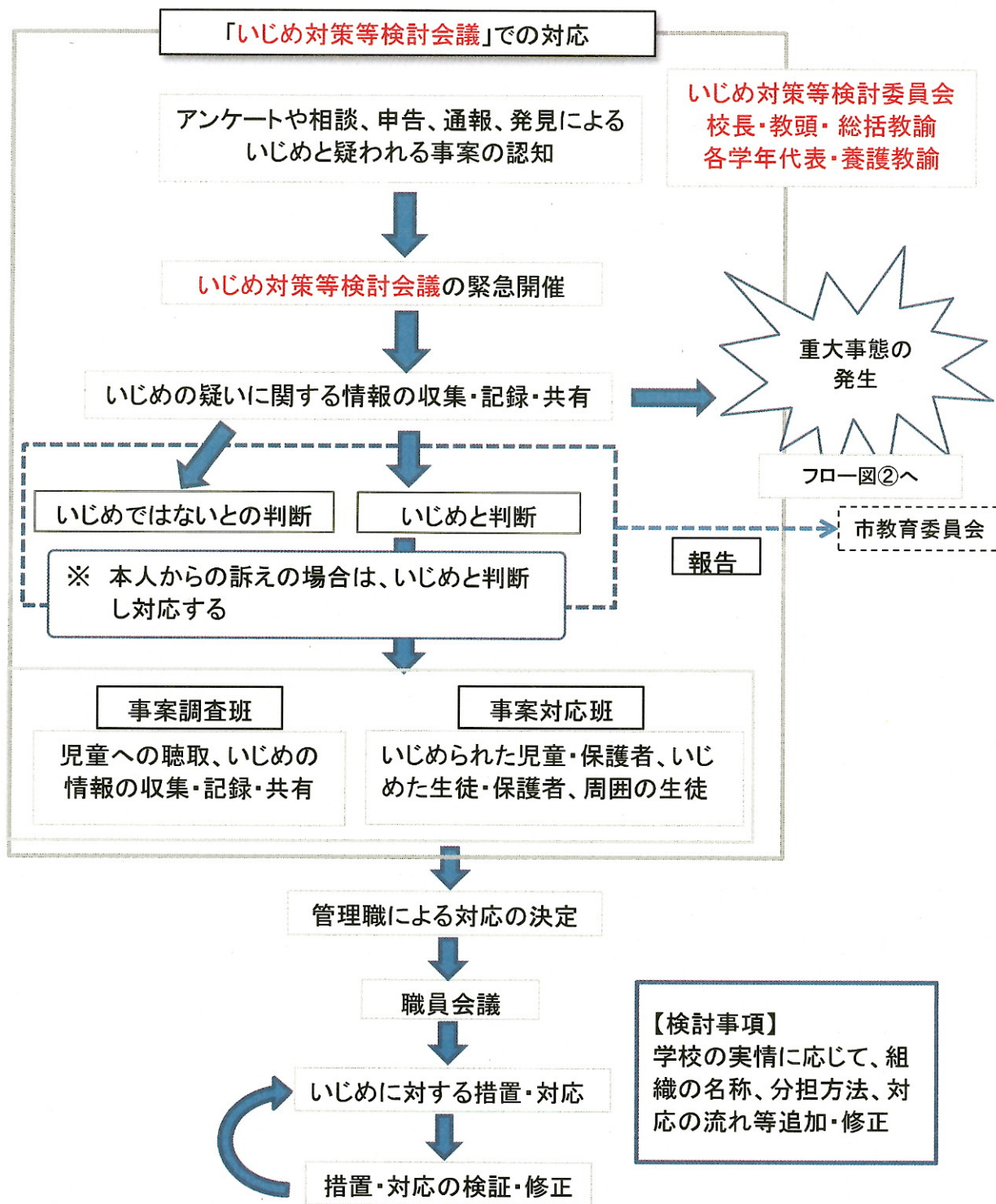
5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し等

必要に応じて、取り組みが実情に即して適切に機能しているかどうか点検し、見直しを行います。

○ 町田小学校いじめ事案への対応フロー図①

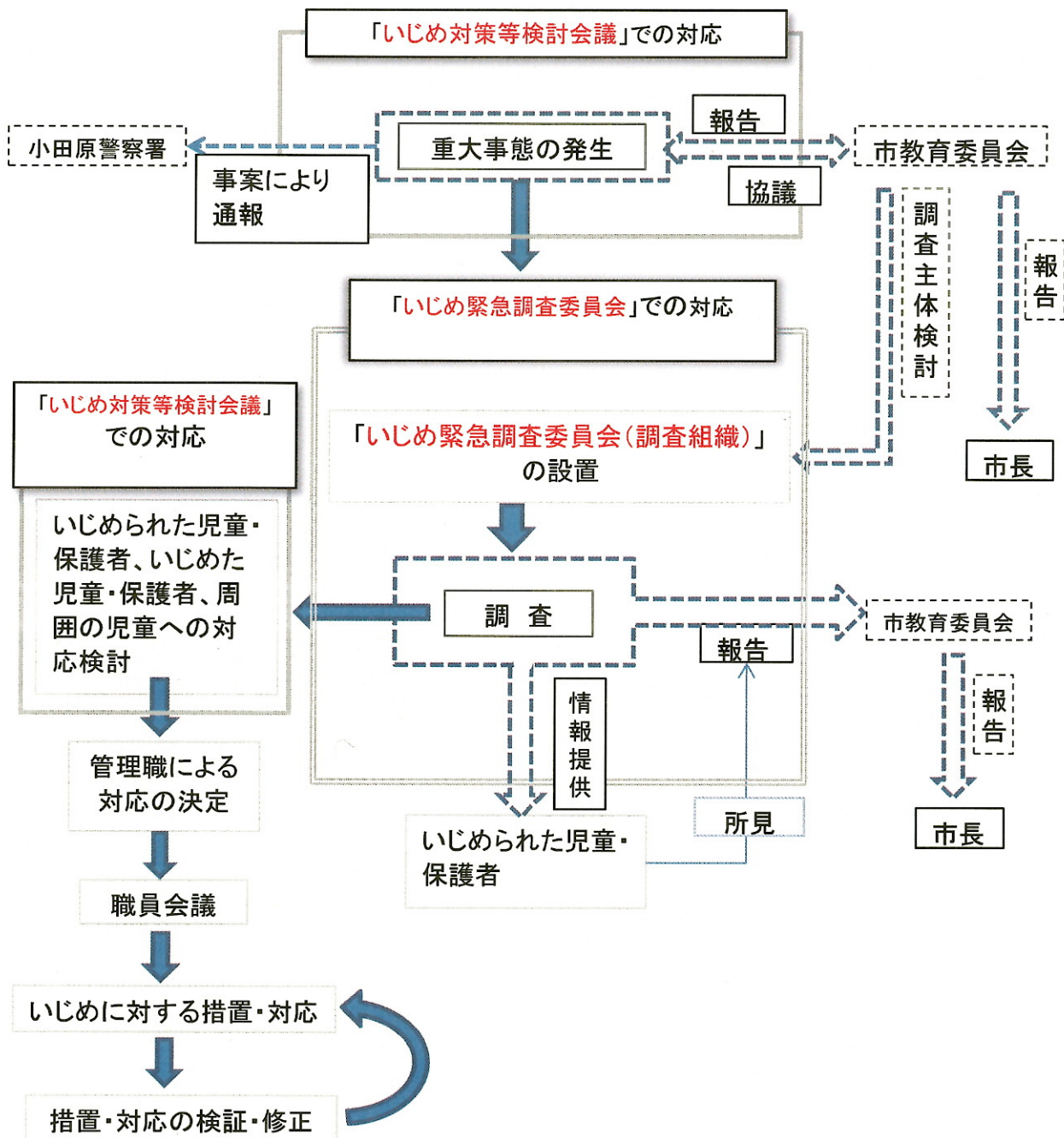
資料①



- ※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、警察に相談・通報し連携する
小田原警察署少年係：32-0110（代表）
神奈川県警少年相談・保護センター：32-7358
小田原児童相談所：32-8000（代表）

○ 町田小学校いじめ事案への対応フロー図②

資料②



- ※ 重大事態の調査主体が市教育委員会の場合は、市教育委員会へ資料等の提出など調査に協力する
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた生徒・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う